

平成 22 年度 第 7 回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成 22 年 12 月 2 日（木）

午前 9 時～午前 11 時 15 分

場所：総合教育センター 3 階 多目的室

会議次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 伊丹市行財政改革推進懇話会意見書（素案）について

(2) その他

3. 閉 会

出席者

（委員）

田中会長

松尾副会長

伊東委員

大森委員

北野委員

田爪委員

波多江委員

（事務局）

川村副市長

阪上理事

平寄理事

松井総合政策部長

肥爪教育管理部長

二宮政策室長

榊村政策室主幹

谷澤人材育成室長

宇谷人事課長

山中財政室長

佐藤行政経営課長

開会 午前9時00分

A委員 定刻になりましたので、ただいまから平成22年度の第7回行財政改革推進懇話会を開催させていただきます。

会長が少しだけ遅れて来られるということなので、私の方で司会をさせていただきます。会長がお見えになったら、そちらの方に移りますのでよろしく願いいたします。

6月から皆さんと一緒に議論をさせてまいりましたけど、今日で7回目ということでございまして最終回でございます。よろしく願いいたします。

では、まず事務局より、本日の開催状況について御説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。開催状況ですが、委員総数7名中、今現在は6名出席でございます。会長は少し遅れて来られる予定です。伊丹市行財政懇話会設置要綱第6条の規定に基づき、過半数を超えておりますので、この会は成立いたしますことをお伝えさせていただきます。

本懇話会は、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき運営いたしますが、この中で会議は公開するものとなっており、ただし、伊丹市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報が含まれる場合は非公開にできるとなっております。これに伴いまして、本懇話会は傍聴に関する手続及び遵守事項を適用いたします。

本日の傍聴者は3名でございます。副会長、よろしく願いいたします。

A委員 それでは最初に、会議録の作成についてをお願いでございます。第7回目の会議録の作成については、今回はB委員とE委員をお願いをすることになっておりますのでよろしく願いいたします。会議録ができ上がり次第、事務局の方から伺いますので、確認後署名をよろしく願いいたします。

それでは、配付させていただいております次第に従って進めさせていただきます。

それと、前回の懇話会終了後に議題でありました取り組みの項目調書について、各委員より御意見等をいただいておりますので、ここで簡単に事務局の方から、まず初

めに紹介をさせていただきたいと思います。時間の関係上すべてということは無理ですので、要点をまとめて説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局 失礼します。前回、B委員から健全化項目につきまして意見をいただきました回答を第7回追加資料という形で皆様の机の方に置かせていただいております。

内容といたしましては、健全化項目の中で示されておりました駐車場関連の御質問になっております。4点いただいております、また皆様、目を通していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

A委員 中身についてはよろしいですか。

事務局 失礼しました。

B委員から御質問いただいております、まず1点目サンシティホール及び神津福祉センター駐車場の有料化について、2点目が猪名川河川敷の駐車場の有料化、3点目が職員駐車場の使用料等についてご意見をいただいております。3点についてはスポーツセンター駐車場の有料化と同様の考えで、早急の有料化を検討していくべきではないかというご意見をいただいております。

それぞれの回答を載せさせていただいております。原課の方と調整いたしました結果、関係機関と調整して検討していくように考えております。

4点目になりますが、比較的大きな公園などに有料駐車場を設置すべきではないかとの意見をいただいております。現在、大きい公園では昆陽池公園、荒牧バラ公園、伊丹スカイパーク等には有料駐車場を設置させていただいているのですけれども、新たに公園に有料駐車場の設置するのは費用対効果なども考えまして現在はその考えはございませんということで報告の方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。

この件、何かB委員の方から補足等、特にございませんか。

B委員 特にございませんけど、4番目の説明では少し不満です。私の住んでいる近所の緑ヶ丘公園は、どれだけの人が年間利用しているのか実態をよく御存じでし

ようか。季節ごとにどれだけの人が来園しているのかということをも十分調査した上で、その必要性を認めていただきたい。あるいは付近にどれだけ迷惑かけているのかということをも、その辺のところを再度検討していただければと思います。今の説明はする必要性がないという話でしたものですから、だから調査した上で、そういうふうに判断したという説明なら納得しますけど何もしないで、そういうことだったら、不満でございます。

A 委員 ありがとうございます。

では、今の意見の方は個別の事案でございますので、一応、議事録に残すということで、後で検討いただくということにしていただきたいと思います。

事務局 すみません、補足です。今、時間がない中でこういう回答させてもらって大変申し訳ございません。作った当初は、敷地を公園に有効に活用しようということで設計され、駐車場は今ない状況です。梅の時期等は大変駐車場で苦慮している実態は原課の方も重々認識しております。ただ、今すぐには、周辺にスペースがないのでその辺は長期で検討していきたいと考えております。

B 委員 いや、スペースならありますよ。何にも使っていない公園内の敷地があります。

事務局 わかりました。

B 委員 そういう実態を十分考慮した上で検討していただきたいと思います。全然使われていない公園の敷地があります。

C 委員 よろしいでしょうか。それは市の土地なのですか。

B 委員 もちろんそうです。

C 委員 その土地をコインパーキング業者に委託して駐車場を運営すれば、お金も入ってくるし、違法駐車もなくなるということで一石二鳥だと思います。

B 委員 コインパーキングは、1カ所だけ端の方にありますけど、そういう意味だったらもう1カ所必要と思われれます。やはり10数台止められるようなスペースが、

使わないで残っているわけです。だから、そこをそういう形で利用すれば、さらにいいのではないかと思います。

A委員 資産の有効活用ということで、また、この件については市の方で検討いただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、議題1の行財政改革推進懇話会意見書の素案でございますけれども、前回、皆様に御確認いただいて意見交換をさせていただきました。それをもとにもう一度練り直しというか、修正案を作成いただきましたので、内容について、今日議論をさせていただきます、最終案に近いものにさせていただきたいというふうに考えております。

会長が来られたので、司会進行を変わらせていただきます。

会長 どうも申しわけございません。では、進めさせていただきます。A委員、ありがとうございました。

それでは、事前にいろいろと意見が調整はされているかと思うのですが、修正意見があるのかどうかを一度確認しようと思います。結構ページ数がありますので、もう一度読まれて、まだ修正する部分があるという案を出していただいても結構でございます。こちらは今説明いただきましたか。

A委員 いや、今からです。

会長 今からですか。はい、わかりました。

では、説明をいただいた後で、また議論をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 そうしましたら、御説明の方をさせていただきます。

先ほど御案内いただきましたように、前回、委員の皆様の御意見を集めたような形でお示しさせていただきましたが、その後、会長、副会長と調整を行い、作成させていただきました。

簡単ですが中身の御説明をさせていただきます。

まず、組み立てですが、1枚目をめくっていただけますでしょうか。目次のところになります。大きく2つの構成になっております。1つは、伊丹市行財政改革推進懇話会の位置付けと開催の経緯ということ、それから2つ目が、伊丹市行財政改革推進懇話会の意見というところで、2つに大きくまとめております。

1つ目では、まず、前回第6回目に御意見がありました伊丹市行財政プラン、懇話会の位置付けについて、大義、目的というところを明確に記載した方がいいという御意見があったことを踏まえまして、まず、伊丹市行財政改革推進懇話会の位置付けを1ページに記載させていただいております。

それから、伊丹市行財政改革推進懇話会の開催経緯というところで、第7回目につきましては、現在空欄になっていますが、それぞれ第1回目から第6回目の今までの開催経緯、それと主だった内容の方をまとめさせていただいております。

それから、6ページから第2章の方に入ります。

こちらの方につきましては、大きく6つの項目に分け、最後に「おわりに」ということで閉めさせていただいております。

まず1点目、6ページになりますが、歳入の確保、これには財源の確保、それから使用料・手数料の適正化ということで、御意見をいただいたものをまとめさせていただいております。

それから2点目、歳出の見直しということで、こちらの方も項目で公共施設の再配置、統廃合、運営管理、それから12ページになりますが、事務事業の見直しというところを記載させていただいております。

次のページ見ていただけますでしょうか、13ページになります。実はここが大きく変わったところがございます。6回目の意見の中で、個別事業に特化するのではなくて、すべての事業にその考え方を浸透させ、行財政運営を進めていくべきではないかという御意見をいただきました。会長、副会長との調整の中で、個別事業に特化したものではなくて、考え方を全面に出そうということで、こちらの書きぶりを変えて

ございます。

それから3点目、人事・給与制度、それから15ページに移りまして、公営企業の健全化、16ページに第三セクターとの見直し、それから18ページ、こちらが最後になりますが、取り組むべき目標ということで、それぞれいただきました御意見を集約させて記載させていただいております。

各項目のところには、最初に考え方をまとめたものをそれぞれつけ加えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど、お配りさせていただいたかと思うのですが、この意見書の前に提言といたしまして、かがみ文がつく形になります。

それから、前後しますが、19ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方から資料編になってございます。資料編のところには皆様の各委員の名簿、それぞれの肩書を記載させていただいております。

20ページからは、懇話会の開催経緯を記させていただいております。

22ページに、(3)伊丹市行財政改革推進懇話会配付資料一覧という記載をさせていただいておりますが、今日こちらの方は添付させていただいてないのですが、このようなものがつくということをお見せさせていただきたいと思います。

これは今までお配りした資料をすべて後ろつけるように考えております。ですから、懇話会の意見書の素案をお配りしておりますが、今、見ていただいております資料の一覧が後ろにつくというような形で考えております。

D委員　すみません。今までもらった資料はかなり分厚いのですけれども、今回覧されている添付資料は、そこまで分厚くないのですが、すべてということではないのですか。

事務局　例えば第5次伊丹総合計画のように大きいものでしたら、表紙だけにさせていただきます。

D委員　ありがとうございます。

事務局 簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 若干形式的なところに話がいて、あまり中身の説明がなかったと思うのですが、先生方の御意見もいただいて非常によくなっていると思います。ただ、今回最後ということでございますし、多分見落としの部分だとか、この辺、書き方がまずいのではないかと、もう少し強く書いた方がいいのではないかと意見も当然あるかと思いますが、今日が最終回でございますが、まだ修正できます。ただ骨組みについては一応、A委員と私の方で見えていますので、細部なり、もう少しこういうトーンでいっていたのではないのかとか、その辺のことについては修正、同意できない意見もあるかと思いますが、思う存分言っていただいた方がいいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思っています。いかがでしょうか。

どうぞ。

D委員 すみません。これはこの場の皆さんにお伺いしたいというか、一緒に相談したいのですが、12ページの指定管理制度を活用するということなんです。これは歳出の見直しの公共施設の再配置、統廃合、運営管理の中の3つ目の丸というところです。その前に共同利用施設とか文化施設の運営方法を見ますというのが前にあった上で、最後、指定管理制度を活用するということですが、やはり黒いタイトルが目についてしまいます。皆さんのお考えなのですが、指定管理制度を活用するというタイトルが出てくると、何でもかんでも指定管理制度に行くというのがこの会の考えだということになって、そこがいいのだからと思います。その他は割とこの間、出ていた意見で、表現がやわらかくなって、こんな考えもあるということにすごくいいようにまとめていただいていると思います。

会長 確認ですが、今おっしゃっているのは、指定管理者制度を活用するというのは、あくまでも一例であって、別のやり方があるということですか。

D委員 はい。

会長 具体的にはどの辺ですか。指定管理者制度を活用しない方がいいと思われ

る公共施設というのは、例えば具体的にありますでしょうか。

D委員 この間、提案で出させていただいた公民館等は、ヒアリングのところでは指定管理者制度を実施するということになっていて、一方原課の回答では、現状維持がいいとなっていました。それに対して私は前回の宿題のときに書かせていただいたのですが、現在、正規職員だけではなくて、アルバイト的な、推進委員会という組織が中であって、人件費などが安くまた企画もやっているの、そこを特化させて、指定管理という方法ではない施設も検討できるのではないかとということを書かせていただきました。それは前の文化施設の丸2個目の項目に入ると言われればそうなのですが、指定管理制度を活用するというようにタイトルに出てくると、この会議でできるだけ指定管理制度に行った方がいいのではないかとというふうな言い回しだと受けとられるというのが一つ印象です。

会長 今おっしゃっているのは、公民館などは、その地域に根差したようなところは地域住民の方に運営をお願いするということですか。

D委員 ところが、公民館の項目、前のヒアリングのところ、指定管理に移行していきますというのがあったので、市としては指定管理に持っていきますとする一方で、原課は違うというふうになっています。だからそういう流れを見ると、もうAかBか、指定管理をするかしないかということになります。

会長 大きな意味では、地域住民に委託するというのは指定管理には入らないですか。

D委員 NPOをつくってもらって、地域の住民に委託する方法をとられているからホールもあります。そこは指定管理で、母体は地域住民の方だと思います。

会長 それはそれでいいわけですね。

D委員 いや、すごく細かい個人的な意見になってしまうのですが、私は指定管理というのは5年ごとに見直しがあって、最初の約束はそうであっても、5年後、10年後、15年後には変わっていく可能性はあると思います。そんなことを言ったら

組織というものはどこでもそうですけれども、指定管理か、あるいは直営かという二者択一の考え方がどうなのかと思います。それと公民館の話とは離れて、この場で指定管理について、ほかの先生方から意見が出ていたと思います。

会長 A委員の方から何かいろいろと出たと思います。

D委員 はい。

会長 A委員、これはよろしいですか、指定管理について、競争入札か随契だということも多分あったと思います。この辺は徹底的にオープンにしていくのかどうかということについては、あまり議論しなかったのですけれども。

A委員 位置付けは歳出の見直しというところになっていて、歳出を見直すための手段というか、方法として、運営方法を見直ししたりとか、それから統廃合をしてみたりとか、運営の主体を民間にゆだねるという方法もありますというような書きぶりだと思います。ですから、歳出を減らしていくための一つの方法として、指定管理者という方法もありますというふうに書いてあるのであって、それはもちろん質とのバランスであったりします。どういうふうな形で行政サービスを提供していくかということは、これはポリシーにかかわる問題なので、すべての施設に指定管理者制度を適用して、民間にゆだねるべきだとは思っていません。手段としてここに列挙してあっても、すべての施設を指定管理するべきだという書きぶりにはなっていないという理解はできると思います。

D委員 中身はそうなのですが、タイトルが指定管理制度を活用するとなっています。一つの方法だって読めばそう言えるのですが。

会長 積極的に活用すると書くのですか。

D委員 積極的にと書いていないのですが、積極的にというふうに読めたのです。

会長 いや、積極的に活用するということは、全部やるということではなくて例外もあるということではないのですか。

D委員 そうなのですが。

会長 流れとしてやはりこういう指定管理を入れていくという流れと言えます。だから、要するに全部やるのか、やはり例えば、近くの公民館だとか、物によって地域住民の方にゆだねた方がいいのも当然ありますよ。例えば神戸市にも自治会にゆだねるとするのが結構あります。神戸市の公民館はもうほぼ自治会と婦人会が、大体地域の自治会が委託を受けて運営しております。ですから指定管理ということではなくて、もう半永久的にそういうところが、要は地域でやっていきましょうということになっていますから、それは別に指定管理ということで、ここでわざわざ外す必要があるのかどうかということです。

D委員 タイトルとして、指定管理制度を、指定管理制度も活用するというだけでは変ですか。

会長 「も」ということは、それでは感じとしては、ほかの方が大きいということですか。

D委員 意見が言えたので、このままでもいいです。

会長 いやいや、だから、これは必ずしも全部が全部、指定管理者制度をやるということを書いているわけではないということです。

D委員 それはわかっています。

会長 それをどこかにわかるようなことを書いておけばいいのではないのでしょうか。

D委員 それはわかっているし、中身も読めばそうなのですが、タイトルから受ける印象って何か怖いように思ったものですから。でも、これはこの場の皆さんの話なので、いい方で結構です。

会長 だから、これがどちらかというと直営でやるというよりは、むしろやはり効率性、専門性から考えて指定管理者制度をやっていきましょうということが、流れです。今おっしゃったのは直営で行うということをおられるのではないですよ。

D委員 母体は直営ですし、指定管理にもやはり管轄下というのもあります。

会長 いや、そういう意味ではなくて、直営というのは市役所直営で、全部、要は公務員でやるべきということをおっしゃっているわけではないですよ。

D委員 直営と思っています。

会長 直営の方がいいということですか。

D委員 細かい話だと、公民館は直営がいいと思っています。

会長 公民館は直営というのは、公務員がいいということですか。

D委員 ただ、人件費を指定管理程度並みに減らすことも可能だと思っています。

会長 そういことができるのかどうか、よくわからないので、直営で人件費だけ落とすということは可能なのかどうか、よくわからないのですが。

この議論は、事務局の方、今の意見を踏まえて書き方を工夫するかどうか、あるいは別のところで公民館のところがありましたから、その辺の運用方法を考えるとかいうところにして、このタイトルで、私は、これはこれでいいと思いますし、全部ということではないので、それはそれになじむものを実施するというので、どこかに書いてもらえばいいことだと思います。

D委員 すみません。流れとしては指定管理に行く方向になると思います。そのときにいろんな施設になったときに、懇話会で指定管理進めてきたから、ほら、市民の意見がこうでしょうと、だから指定管理に行きますというふうにご利用されても嫌だと思ったのです。

A委員 多分その歳出の見直しという大項目があって、歳出を見直すためには一つ指定管理者制度を活用するという方法がありますという流れになっているので、市の施設であっても、例えば公民館の施設が地域の拠点として大事だということであれば、それは場合によっては、総合計画の趣旨に従って、歳出を増やして市民サービスを充実させるという選択肢だってあるわけです。そういう考え方があって、他方、歳出はやはり見直していかなきゃいけないから、特に施設系のものについては、その一つの手段として指定管理者制度を活用できるというような読み方をしなければいけま

せん。だから、歳出を見直さなくていいものというものは最初からここに載ってこないはずなのです。そのような理解であれば、僕はこのままでいいと思います。

D 委員 はい。

A 委員 だから、すべてのその施設について、指定管理者を活用して歳出を抑えなければいけないということであれば、恐らくD委員の今の考えとは違うと思いますが、そのようなところまでは言っていないので、もしそのようにとられるということであれば、指定管理者制度を活用するという中に少し文章を誤解されないように補えばいいのではないのでしょうか。逆に「も」というふうにしてしまうと、その前2つの項目がより強調されることになってしまうので、原則統廃合があるという話になります。その方が意味としてはきつくなってしまうのではないかと思います。

D 委員 はい、ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

事務局もそういう意見があったことは踏まえて、ここでやるのか、あるいは総合計画で、そういう話をしておられますので、そういう中で公民館とかの管理のあり方とか、その辺を議論していただくのかという気はしておりますが、ほかの先生方、いかがでしょうか。

E 委員 いいですか。

会長 はい。

E 委員 今、皆さんの少し議論を聞いていて、結論的には、中にきちんと補足をするのか、例えばこのタイトルが本当にそういうような誤解を招きやすいような表現なのかというようなことを考えたときに、テクニク的な話になりますが、例えば指定管理者制度を有効に活用するという表現にするとか、そこで言う指定管理者制度を適用するかしないのかということを中心に吟味した上で活用するというような意味を含ませるとか、そのような方法もとれるのではないのでしょうか。もしくは先ほど言われたように、中できちんとそういうことのないような補足を少し追加するなり、

そういう懸念があるということであれば、そのような方法もあるではないかを感じるわけです。

会長 ありがとうございます。

D委員、どうですか、今のE委員の御意見は非常にいいアイデアだったと思います。中身は物によって当然考慮すべきものはあるということ、そこは個別にはまた修正もあると思います。原則はやはり今の流れからすると、できるだけ効率的に運営していくというのが一つの流れかと思しますので、そこは押さえておきたいと思います。

先生方、いかがでしょうか。

C委員、もし何かございましたらお願いします。

C委員 いや、別にないです。

会長 よろしいでしょうか。私の方から質問ですが、私も一度見てはいるのですが、全部をしっかりと読み直しておりましたら、タイトルのところで14ページの一番下の人事院勧告を準拠するとなっており、今の仕組みとしてはそうかと思うのですが、タイトルとしては少し違和感があります。

だから、例えば人件費の適正化に努めるとか、あるいは人事院勧告に準拠するというものを一般市民の方に見せるときに、これは余りにもテクニク過ぎるとともに、また、現政権下においてもどういうふうに給与なり、決定しているのかというような議論がこれから当然出てくると思います。必ずしも今の制度が維持されるかどうかというのも、わからない話でもありますので、人事院勧告に準拠するというのは、違和感があります。

これは人件費も徹底的な適正化を提起すると、適正化を図るとか、努めるとかというようなタイトルにした方がいいのではないのでしょうか。どうですか。

それから、市バスに関して、結局市バスもいろいろな議論があったわけですが、明石市では、民間移譲による廃止を予定する等、事業そのものの見直しを行っているところであるということが書いてあります。では伊丹はこの後どうするのかここでは

別に議論していませんから、ここで別に結論を出す話ではないですけども、このまま残していくのか、あるいは場合によっては、当然、民間委託という選択肢もあるわけです。この都市型交通というのは別に伊丹だけの問題ではなくて、どこでもあるわけだから、その辺の議論をこれから厳しくやっていくべきだというようなニュアンスが必要ではないかという気はします。例えば一般会計の区分の問題だとか、経営健全化を図るとか、これはこれで方向としては間違っていないのだけれども、それは状況によっては必ずしもそういう方向に進むのかどうかというのはわからないわけです。

ですから、もう一度繰り返しますが、ここで別に存廃を議論する場所では全然ないので、それはまた別のところでやっていただければいいのだけれども、その辺の認識は、公営バスのあり方を含めて、経営状況を見ながら、将来的にどうするのかなど、要するに経営形態についても議論をやはりやるべきではないかでしょうか。せっかく明石市のことをこうやって引用しているのだけれども、伊丹はどうなのかというような話が出てこないものですから。または、その一方で、経営健全化をやっていくというのは、今の段階ではそれは間違っていないと思いますので、そういうことについて、黒字になればそれはいいわけではありますが、私の一委員としての意見になりますが、その辺の文言をどこかに入れておいていただいたらどうかというのが、いかがでございましょうか。

例えば17ページの土地開発公社はきつめに書いてあります。これはもう廃止を視野に入れて今後のあり方を検討するとなっています。財団法人についても廃止を視野に入れて今後のあり方を検討するというように、割とこの辺のことに関してはきつめに書いてあるのですが、バスは、もちろん経営健全化に取り組むというのは一つの方法になっているわけですが、その一方で、明石市のような方向ということも将来的に状況によっては、考えなければいけません。これは、ここで結論する話ではないのだけれども、いかがでしょうか。今どういう事業をなされているかよくわからないものですから、どうぞ。

事務局 結論から申しますと、検討して盛り込む方向で考えていかせていただこうと考えています。

大きく論点が2つあると思っております。1つは、まず、公営交通に関する考え方というのは国の総務省の方から出されておりました、少しきついのですが、そもそもバス事業というのは民間事業で基本的な経営が成り立っていることを踏まえて、バスの経営形態のあり方をまず論ぜよということです。民間でやる必要があるのか、公営で必要があるのかを検討し、その上で、採算性の確保が厳しいということであれば、廃止も含めて検討しなさいということで、どちらかという若干ベクトル的には廃止の方向で検討しなさいということが、国の方ではいろんな公営企業の経営検討委員会等々によって言われてきているところでございます。

市はどうかという話になりますと、今、公営交通の方でアクションプランというのをつくっております、この中で実施しております。基本的には、ここについては同じようなベクトルでございます。まずはやはり収益の改善を図っていくということを第一の柱にし、その結果、収益の改善が図れないということであれば民間経営、いわゆる民間移譲なども含めた抜本的な改革に取り組んでいくというような形で今取り組んでいるというのが現状でございます。

つきましては、ここでどう考えていくのかということに対しましては、基本的な考え方はこれまでと同じような感じでございます。今、公営交通の方では、まずは経営の健全化を図るということを柱としておりますので、その経営の健全化を図りつつ、なお、それによっても経営が成り立たないような場合ということに対しましては、基本的に今の計画におきまして廃止も含めた検討ということはこれまでも申し上げておりますので、基本的にはそういった考え方については、少しこの中で盛り込んでいこうということです。

会長 すみません。そういう意味では、既にそういうことで基本的な考え方があるのであれば、それをもう一度この辺で書いといていただいた方がいいと思います。

お伺いしましたら、既にそういうことで、ある程度、2段階で考えておられるのであれば、その辺は書いていただいたらどうかという気がいたします。というのは、いろいろな意見はもちろん出ていますけども、私どもがすべての情報を持っているわけではないので、議論されてない部分もあると思います。要はD委員がおっしゃったように、ここだけ使われて、そっちの方向へ誘導されるのはよくないです。そういう意味では、できるだけそういうのがあれば書いていただいた方がいいのではないかとこの気がいたします。

事務局 よろしいですか。

会長 はい。

事務局 今、理事の方から少し申し上げましたけれども、今現在、交通事業のアクションプランを策定しておりまして、これがいわゆる交通事業の経営健全化計画ということになります。そのアクションプランを策定するに当たって、交通事業の経営健全懇話会というのを設置してございまして、その中で経営形態のあり方についても種々論議をしていただいております。その懇話会からの提言では、健全化にならないときについては、民間移譲も含めた経営形態についてという、そういう提言をいただいております。その延長線上で、今アクションプランによってどうにか経営が成り立っております。ただ累積欠損金がまだ莫大なもの抱えておりますので、今後この行く末を見ながら交通事業のあり方についても、普段から私どもも検討、研究はしてあるということでございますので、この懇話会の中で、交通事業のあり方まで言及していくということになりますと、なかなか難しいところあります。ここに記載しておりますように、現実問題として、明石市の問題もございまして、10年前は全国39都市が公営交通を運営しておりましたが、今それが20数都市ということで、年々交通事業から撤退する団体が増えているというのが現実の姿でもございます。伊丹市とて、その例外ではあり得ないという、そういう書きぶりの問題なのですけれども、そういうことも含めて、この懇話会で皆さん方がそういう御意見であれば、ここの中に全国

的な状況を考え、普段から経営のあり方についても検討していくべきだろうとか、そういうことの挿入をしていただいて結構ではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

既にほかのところがやっておられますので、もちろん結論はそちらの方に委ねるべきだと思っております。しかし、一応ここでこういう項目が上がっておりますので、その辺は中途半端な議論を、もし書かれるのであれば、言わなければならないのですが、かえって書いてしまうと、そういう意味では、短期的な話と中長期的な話もぜひ検討してくださいということを書かざるを得ないと思います。

多分この懇話会の範疇ではないのだけれども、そこについての検討状況っていうのは、この懇話会では少なくとも全部教えていただいていないというところもあると思います。それはそれでいいと思うのですが、ただ、書く以上は、別にほかのところのやり方と全く違うことを書きなさいということではないのですけれども、できるだけ中長期的なビジョンも書かせていただきたいと思うところです。いかがでしょうか。

A委員 中身に対して意見はないのですが、最初のかき出しのところなのですけれども、何のためにやるかということの目的をはっきりしましょうということで書いていただいているのですけれども、もう一度、読み返してみると、やはりインパクトが小さいという気がします。結構、一般論的な話がだらだらと書いてあります。今、伊丹市が直面している財政状況はかなり厳しいと、経常収支比率だってかなり厳しい段階に来ていて、一方で進めている総合計画を実現しようと思うと、中に書いてあることというのはかなり網羅的なことが書いてあるし、一部負担を求めるというこれまでと違うことも書いてあります。そことのバランスを考えると、やはり現状置かれている伊丹市の財政状況が厳しいということを数字でもって最初の方に書いておいて、なおかつ総合計画を実現するためには抜本的な取り組みが必要ですよというような書きぶりを最初の方にしておいた方がいいと思います。そこの言葉を少し補っていた方が、この意見書の位置付けというか、懇話会の目的ももう少しはっきりする

と思いますので、そこの工夫をしてくださいということです。

会長 ありがとうございます。

A委員、今の箇所でいうと一番のどの部分になりますか。

A委員 一番右の の部分になります。

会長 6の上のところですね。

A委員 そうですね、6ページの上のところですよ。

会長 やはりそうですね。私も、少しつながり悪いと思っていました。いきなり歳入の確保と歳出の見直しがあるでしょう。それは上の話とつながらないです。書いてある話の表現はきれいでいいのだけれども、多分切迫感がないです。だから、「はじめに」となるのか、タイトルが書いてないからよくわからないのだけれども、これは前書きなのか、前文なのか。1に歳入の確保で、2に歳出の見直しで、つながっていくわけだけれども、いきなり歳入の確保と歳出の見直しになっていて、初めの文章からここへのつながりがありません。今、A委員がおっしゃったように、今こういう状況で大変厳しいので、不断の努力をしながら、歳入の確保と、それから歳出の見直しをやって、そういう収支のギャップを埋めていく努力を普段からやっていかなければいけないというようなことが多分あって、そして歳入の確保や、次から具体的にこういうことを検討するというようなことに多分なっていくのだと思います。少しこのつながりが悪いのではないかと思います。

A委員 多分後ろに添付をしていただくことになっている財政状況の資料等を見ればわかることだと思うのですが、そこの一番重要に置かれている状況を最初に数字で厳しさを出しておいた方がいいと思います。

会長 ありがとうございます。

それであと、すみません、私の方からですけども、これを踏まえて中期的な財政収支見通しを伝えるということだと思うのですが、今、現下の経済状況は厳しいですね。経済状況が厳しいので、仮に今年試算したものが来年にそのまま実現しているか

どうかというのは今の状況から見た場合、わかりません。政府もああいう状況ですから、当然、地方公共団体にも影響出てきますし、経済自体がこういう状況であります。中期財政収支をここで言うことかどうかわかりませんが、仮に今年作ったとしてもやはり見直ししていかなければだめです。数字自体は今年の試算と来年の試算を充てるかどうか。多分、今の経済状況を見たときに違っていると思います。だから、この懇話会の意見書をベースに行財政プランをつくられるということになっていきます。経済状況の変動にあわせて、当然、財政状況も変わってくるわけですから、大体ここに書いてあることは今の数字をベースにいろいろ議論していますけれども、状況によってはさらに一步踏み込んでいろんなことをやらなければいけない状況も出てくるわけです。ですから、その辺の経済状況に応じて、臨機応変に行財政プランを見直していくというようなことが必要であるというようなことも、どこかに書いていただければいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局　　実は18ページの終わりに少し掲載させていただいております。

会長　　そういう意味ではここに少々書いてあるのだけでも。

事務局　　もう少し膨らませて書かせていただこうと思っております。

今御指摘いただいた中期収支見通しにつきましては、今、作業をしております。一つ目が、懇話会からいただいた意見書をもとに市長が作成する行財政プラン、それから二つ目が、この懇話会のこういう意見をいただきましたという懇話会意見書、それから、これらを合わせた中期的な5カ年間の収支見通しがどうなるのかという中期収支見通し、これについて今月中旬ぐらいにお出しをしようと思っております。

今考えておりますのはパブリックコメントのような形のセットで出そうと思っております。ただ、そこで少し収支が悪くなる、今回は別途、懇話会で御意見をいただきましたという形で、参考という位置付けにしようと思っておりますけれども、行財政プランについてのパブリックコメントをいただく中に、中期収支見通しも一緒にあわせてお出ししようと思っております。

では、この中期収支見直しには、少し専門的な話になりますが、今、国の方で、いわゆる政府の税制大綱がまだ出ておりません。あるいは地方財政対策といえます市町村の基本的な財政運営の指標となる収支がまだ出ていない状況でございますので、今見込める仮定試算という形で、1回仮置きという形で出そうと思っております。これは昨年から毎年この時期に、11月には中期収支見直しを当初予算編成前に1回市民にお示しするというのを去年から実施をいたしております。情報公開の一つでございまして、財政をわかりやすく市民に説明するということを説明責任と考えております。

こういふことでございますので、今、会長からありましたとおり、数字は大きく変わっていくものでございます。税収も、それから歳出も変わってきます。したがって、まずは今回お出しする予算編成後、恐らく市の場合には3月ぐらいになると思いますけれども、この段階で、いま一度この収支見直しを見通した、いわゆる国の予算ができた後の収支見直しはこのような感じ出すということを出していくと、こういった形になります。来年以降も、また中期収支として仮試算という形で予算編成前に出していかうと思っております。年に少なくとも2回ぐらいずつは出して、いわゆるローリングをかけながら、全体の中で歳入歳出がどういう状況になるのかということについては出していかうと思っております。

会長　まさにそういうことだと思います。行財政プランは5年間です。したがって、これ5年間作成して放っておくということにはなかなかないと思います。ですから、そういう財政状況や経済状況を見ながら、やはり修正をかけていくということも当然必要になってきますし、場合によってはもう少し踏み込んだ行財政改革をやらなければいけないことも可能性としてはあるわけです。ここで書いてあること以上はしませんということではなくて、状況によってはもっと厳しいことをやっていかなければいけないわけです。今の段階ではこういう議論ですけれども、これに縛られることなく、積極的にそういうような状況になってくると、実施する必要性ありますの

で、その辺で不断の見直しをしていくというようなことを是非どこかに書いといていただければと思います。

委員の皆さん、最終回でございますので、思い残すことなく言っていただければと思います。いかがでしょうか。

D委員 質問ですけれども、「おわりに」を少し膨らますっておっしゃいましたが、「はじめに」はもうつかないの、このままなのですか。

会長 いかがでしょうか、事務局の方、どうでしょうか。

事務局 つける形で考えてみたいと思います。

実は先ほどA委員の方からも指摘がありました伊丹市の財政状況が確かでないということがありまして、行財政プランの中では細かく書いて説明して、決算の概要から入って説明しようと思っていましたけど、確かにこれではいきなりということがあります。それを盛り込む話になってきますと、さっきの終わりを盛り込む、膨らますというような形で思っています。バランス感的にやはり「はじめに」という形が何かあった方がいいと思いますので、そこは、そういうことがいいという懇話会の御指摘であれば、盛り込むような形で考えてみようと思います。

会長 「はじめに」は、今の6ページの伊丹市行財政推進懇話会の意見のところにタイトルがないですね。「はじめに」ということの趣旨では書いてないけれども、イントロということでもよろしいですね。

だから、ここにもし「おわりに」があって「はじめに」はないということであれば、ここを「はじめに」とするのか、伊丹市の財政状況の総論、総括的な話を「はじめに」とするのでしょうか。そこは言葉をうまく合わせていただければいいのではないかと思います。6ページ目の上のところが、「はじめに」になるのではないのでしょうか。

事務局 あまり長くないような形で、簡潔にイントロに入ろうと思います。

D委員 希望なのですけれども、「はじめに」も「おわりに」でもいいのですが、

ここの委員の方のメンバーはすごくいい雰囲気の方々に、それは事務局がそういうふうに持っていかせてくださったっていうことが大きいかと思うのです。でもメンバーが変わったら、また雰囲気ががらりと変わります。私たちがどうということ話し合ったかといったら、数字だけ減らせばいいのではなく、そこにも人がいて、市民がいて、職員の方も給料を減らせばいいのだというだけではなくて、モチベーション上がるようにとか、常にそういう話をこの場ではできる場だと思います。それは、そういうことを話しやすいように事務局の方が持ってくださいのおかげだと思うのですけれども、そういう意味では、すごく一体感があつた場だと思います。「はじめに」か「おわりに」か、抽象的で申しわけないのですが、今回こういう人たちがこういう意見を出したという、そのようなことが触れてもらえればうれしいと思います。事務局に書いてもらうのに、そのような要求をするのも申しわけないのですが、会長、いかがでしょう。

会長 今、ありがたいお話いただきましたが、そうしますと、もし何かその辺のことを書くのであれば、1ページ目の懇話会7回開催いたしましたというこの辺になります。この辺に例えば議論を重ねとか、その辺のことを何か書いていただいているとは思いますが。もう少し気持ちのこもった議論があつたということ、わかるような感じに入れていただきたい。メンバーは後ろに書いているため、市民代表の皆様始め、非常に熱のこもった議論があつたということはわかると思います。その辺、前の方でどこか工夫をしていただければと思います。

確認ですけど、今、A委員が、先ほど「はじめに」の部分に当たる分ですけど、なぜこういう議論をしているのかというところがもう少しわかるような、切迫感がわかるようなことを入れてくださいということでもあります。そこは事務局の方もその辺をぜひ工夫をお願いしたいと思います。

それから、歳入の確保、非常に細かく書いておりますし、あるいは事業、歳出の見直しもいろいろと書かれておりますので、そういう流れにつながっていくようなこと

を「はじめに」のところに入れていただいて、以下1、2、3と4、5ですかね、人事あるいは公営企業、第三セクターとか、こういう事業につながっていくということで、そういう議論がつながっていくという、その辺の橋渡しのところをどこかに入れていただいた方がいいのではないのでしょうか。

B委員 この内容を読んでいて、事務局が非常に苦労してまとめられたということとはよくわかるのですが、6ページの大きな について、私の希望としましては、通常意見というのは、意見にはこういうものもあったと、あるいは1何々、2何々、3何々などというようなことであり、事務局として、懇話会の意見をまとめてみたらこういうことだ、あるいはこういう意見とこういう意見と、こういうふうに3つぐらいまとめることができるとか、そういう形で意見を書いていただけたらと思います。例えば、ここに行政が実施する住民サービスについては、云々と、7行丸がないわけです。文章をわかりやすく訴えるためには、やはりある程度ここでいったら二、三行で少なくとも丸が欲しいわけです。続いている文章というのはなかなかまとめることが難しく、いろいろな意見をその中へ含めたいという場合に、こういう文章になってしまうわけです。

繰り返しになりますけども、できれば短い文章で箇条書きにして、どういうことがここで出てきたか、それに対してこういうふうな形で、実はこういう意見だった、それでこういうふうに考えているというような、そのようなまとめ方をすればよくわかるのではないかという私の希望でございます。

会長 今のところ、B委員がおっしゃっているのは、この意見の部分が、「はじめに」に当たる部分だけであるのかということと今おっしゃられているのだと思います。多分、これはタイトルがおかしいのかもしれないです。6ページ以降は意見といえば、これ全部意見なのです。

今、委員のとらえ方からすると、ここの部分に何か「はじめに」も何もないから、この歳入の確保までのここだけが意見になっているようにとらえてしまうわけです。

だから、そういう意味からすると、構成がおかしいと思います。多分この意見というタイトルがおかしいと思うのです。

意見というのではなくて、おそらくまとめです。むしろ意見をベースにつくっているのだけれども、意見以外の部分も含めて書いてあるわけです。

それでB委員のおっしゃったのは、多分ここの部分だけとらえておっしゃられたと思います。提言になるのか、サブタイトルが何か、ここは意見というよりも要は提言内容なのです。大概、意見といえば、何々すべきというのが個別であって、そういうのをベースに、要は文章化して全体を構成したのが、この6ページ以降なので、だから意見集ではないです。前回だったら意見集的なところがあったけれども、それではだめだということで、それを踏まえて今回文章化してもらったわけです。だから、意見というよりも、もう少し何かうまい表現を使っていただいて、答申案ということになるのでしょうか。

ここに「はじめに」というのが入って、間隔をあけるだけで、多分体裁が変わるだけでこういう構成になっているとわかると思うのだけれども、要は構成上の問題です。そういうふうにとらえられるところがあるのであれば、工夫した方がいいです。

別に中身を変えるということではなくて、タイトルとかいうのをもう少し工夫をしていただいた方がいいのではないのかと思います。

もし何か御意見があれば、私も間違っていることを言っていることもありますので、どんどん御意見されて結構でございます。

事務局 よろしいですか。

会長 はい。

事務局 差し出がましいようですが、事務局として申し上げます。

今、会長がおっしゃっていただいたように、この意見書の構成については、第1章で開催の経緯、位置付けと経緯、事実経過を記載させていただいております。第2章で懇話会の意見を各項目に記載をしていただいているということになるかと思います。

先ほど会長がおっしゃったように、ここに、「はじめに」という言葉を入れますと、この意見というのがこのまま言葉として使ったとしても、そうおかしくはないであろうと思われましますので、そういうことも含めて、事務局の方で構成について考えてみます。

会長 B 委員、いかがですか。

B 委員 それでいいですよ。

会長 一応「はじめに」を入れて、スペースをあけてもらうとか、そういう工夫をしていただいて、全体が意見になるということでいかがでしょうか。大変形式的な話になって申しわけないです。

どうぞ、中身の話でも結構でございますので。

どうでしょうか、F 委員。

F 委員 見た感じですがけれども、どうしても読んでいたら太字のところに目が行ってしまって、1、2、3、4って1から7までの項目があるのですが、そこが余り目立っていないと思います。この後にくる文章をもう少し左詰めにするとか、項目ごとに工夫するなどの必要があると思われまします。

会長 なるほど、丸の黒字の方が目立っていて、それよりも大項目のところが目立っていないのではないかとということです。少し形式的なところでありますが、大事なところでは。黒字にしているところが目立っているという、確かにそれはあると思われましますので、そこは字体を大きくするなど、スペースを入れるとか、少し工夫して、大項目がわかるようにしていただければと思われまします。

中身のことで何でも結構でございますので、いかがでしょうか。

A 委員 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

A 委員 さっきのD委員の指定管理者の文言をどう修正したらいいかと考えていたのですけれども。

D委員 ありがとうございます。

A委員 D委員の発言の趣旨というのが、活用するということが適用範囲を広げていくような意味にとられないかという趣旨で発言されたのではないかと考えています。E委員から提案があった有効に活用するというふうに、有効をつけるのもいいですし、指定管理者制度を活用するというところを、指定管理者制度の導入効果を高めるといふような表現にしたらどうですか。つまり適応対象の指定管理者の運用について、導入効果をもっと高めていかなければいけないということをもう少し強調するという意味では、多少その意味が入っていると思っていたのですけれども、活用するという言葉が適用をいたずらに広げるといふような誤解を招くということであれば、指定管理者制度の導入効果を高めるという表現にしてはどうでしょうか。

D委員 ありがとうございます。

A委員 それでよろしいでしょうか。

会長 いいですよ、わかりました。それでは、そういうことで、事務局、よろしくをお願いします。

C委員、いかがですか、よろしいでしょうか。

C委員 我々、当社でというふうに考えますと、当然こういう書類というのは、できるだけ短くて簡潔に的確に伝わるということが一番の目的だと思います。当然、我々はどうしても、先に結論を書いて資料はできるだけ後に回します。すべての資料が、本当は一番最初から最後まで真剣に見ていただければいいのですけれども、なかなかそういう方ばかりではないと思います。ここに書いておられる2の途中の経緯がありますよね、第1回目から第7回目までです。どちらかというところ、こちらは資料ではないかと思っています。あまりたいしたことではないと思うので、そんなに枚数あるわけでもないのですけれども。どちらかといえば、私なら先に位置付けといいますか、前提は当然、先に入れますので、その後に結論を書いてその後に資料と、そういう結論に至った経緯なり背景なりもろもろのものがあると思います。簡単に見られた方で

も結論だけはわかると思いますし、もっと詳しく知りたい人は、その後のもろもろの資料を見られると、もっと詳しく全部わかるということになるのではないかと思います。

会長　　いい御意見ありがとうございます。

政府の報告書を見ていても、普通そうですよね。経緯は後ろに回っている場合が多いと思うのですが、ですから後ろの方は一応懇話会の開催状況ということで、20ページから21、22ページにかけて、一応は書いています。ですから、要は2回出てくるわけで、こういう箇条書きの部分と文章の部分が、だから、これをどうするかというようなことですね。

また、多分伊丹市の従来からの形式もあるのではないかという気もするので、これは恐らく何回かこういうやり方でやって踏襲をされているのかどうか、確認していただいたほうが良いと思われれます。どうでしょうか。

Ｃ委員　　いや、ストーリーとしては、位置付けがあって、7回までいろいろな議論があって、こういう結論に至ったというストーリーが非常によくわかるのですけれども、何遍も言いますけども、すべての方が端から端までずっと読んでもらえらると思いません。できれば結論があって、今申し上げたように、読んでいけばさらに全容がわかるというような形の方がいいのではないかと思います。

会長　　何か事務局の方で意見などお考えがありましたら申し出てください。

はい、どうぞ。

事務局　　Ｃ委員がおっしゃられますように、最初に持ってくるのもストーリーとしてわかりやすいというご意見がある一方、結論を先に述べてというやり方もございます。それは、本市ではルールがございません。特に懇話会の中での意見書ということになりますので、この懇話会のご意見を尊重しながら形は整えさせていただきたいと考えております。

会長　　中身というのは、入れかえるということですか。今おっしゃられたような経緯をいわば参考書の方に回し、そして意見の方を最初に持ってくるということですか。

か。

事務局 少しよろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 この懇話会は、いわゆる伊丹市の全事業の棚卸しというような形でさまざまな御意見を今日までいただいております。先ほどC委員おっしゃったように、ストーリー性を持った意見書というのが今回はふさわしいのではないかとということで、第1回でこんな議論がありましたと、そういうことでこういう結論になりましたという、そういう形式でもって今回はお示しをさせていただいておるというようなことでございます。そのインパクト性でありますとか、あるいはストーリー性、どちらを大切にするかについて、確かに先ほどF委員もおっしゃったように、これを意見書として広く市民の皆さん方にも知っていただくということで、ビジュアルを大切にするということも必要であります。そのようなことも含めて事務局で考えさせていただき、また、会長、副会長と御相談をさせていただくということをお願いできないでしょうか。

C委員 結構です。私はそう思っただけです。

会長 後ろに資料もついていますから、両方のやり方があると思います。ですから、こういう今回の細かい議論したということが非常に大事であるということであれば、最初にそういう議論の中身が、こういうようにしましたということを書いていた上で意見書というのも一案と思いますし、そこまで本当に読んでもらえるのかということもまた一つの考え方でもありますので、中身のことではなくて、要は構成の問題でもありますので、また事務局で御議論をいただいて考えていただければと思います。

D委員 すみません。

会長 はい。

D委員 今のことに関連してですが、会長名で市長に提出するこれは何ていうも

のでしょうか。かがみですか。このかがみのところに提言となっているのですけれども、これは提言書ではないですよ。でも渡すものは提言となっています。

事務局 すみません。日本語がしっかりしていないところが、まだまだ多々あります。整理させていただきます。

D委員 はい。

会長 これは通常、括弧書きの提言と書かなければいけないのですか。

事務局 括弧書きは、なくても構いません。

会長 どちらでもいい、なくてもいいということですね。

D委員 提言と意見はどう違いますか。

事務局 一応いろいろな条例とか法律で決まっております委員会形式のものにつきましては、事務局側が諮問して、各委員会から提言をいただくというような形式をとっているのですけれども、今回は要綱に基づく懇話会形式でございますので、諮問という形を実はとっておりませんでした。皆さん方の御意見を求めたいという形で、最初に御依頼をしたところでございます。

今回に当たりましては、提言でも意見でもどちらでも構わないのですけれども、そういうことで、事務局側に通知がございまして、今、提言と意見が一緒になって大変申しわけないのですけれども、一応こちらから御意見をいただきたいという依頼を最初にお願いしましたので、今の段階では意見をいただくということで意見書という形でまとめさせていただいております。今回このかがみの文書を急遽慌ててつくって、提言になっておりますが、御意見をいただくという形では基本を考えて、今まで事務を進めてまいっておるところでございます。

会長 一応、意見書は意見書なのですね。これは提言書ではないのですね。

事務局 意見書でお願いしようと思っております。意見書でよろしければ、さきほどのように、この文章の形態としては提言しますという言い方がいいのかどうかは、他の意見を参考にしながら整理しようと思っております。

会長 はい、わかりました。

B委員 小さな意見なのですが、14ページの職員の資質を向上させるという項目で、最後の行ですけど、それに見合ったインセンティブが働く仕組みを検討してみてもどうかということなのですが、この仕組みづくりというのは、よく使われる言葉で、ある意味では範囲がものすごく広いわけです。私もこのときに何か意見を発言した気がしますが、それは職員の提案制度などというような、そういう言葉を使ったと思います。だから、それももちろん仕組みの一つなのですが、できればそういう職員の提案制度というようなことを、少し具体的な言葉に置きかえてみたら、さらによくわかるのではないだろうかという感じがいたしました。

会長 ありがとうございます。

もし文章の中に入るのであれば入れるなり、何か難しいようであれば、仕組みの中の一つ、一例ということで別項目を出すなど検討をお願いしたいと思います。

B委員 仕組みという言葉が余りにもたくさん出過ぎているものですから、それら一つでも二つでも具体的な言葉に、何々などというような言葉に置きかえた方がさらによくわかるという、そういう気持ちを常に持っているわけです。

事務局 すみません。

会長 はい、どうぞ。

事務局 今のお話ですけども、B委員がおっしゃっていますように、非常に幅広いイメージであると思います。そのため、こういう表現でせざるを得ないと思います。

今おっしゃっていますような提言制度であるとかいうのは、今当然やっておりますので、もう少し今あるもの以外にさらにいろんな手法を考えていきたいと思っているのですが、具体的にあるのかないのかという部分がまだ見えておりません。やれる部分というのは、もう既にかなりいろいろな部分で行っているわけでございます。

会長 いかがですか、もう既に行っているということでございますけれども。

B委員　だから新たな提案制度など、あるいは現状をさらに改革した提案制度などを考えてみるとか、表現は幾らでもあると思います。仕組みというような言葉が私自身余り好まないということで、少し個人的なことを言っただけです。事務局がおっしゃったことはよくわかります。

会長　では制度はよろしいのですか。

B委員　だから新しくとか、あるいは改革するというような言葉を前に入れたら提案制度が使えるということですね。

会長　仕組みという言葉が少し広過ぎるということですか。あるいは別の制度ということですか。

B委員　さっきおっしゃったように仕組みもはっきり具体的なものが出てこないし、しかも広いから仕組みという言葉を使っていたというような、そのような意味はよくわかりますけど、できれば何かそういう言葉で置きかえた方がわかりやすいのではないかということです。

会長　はい、どうぞ。

事務局　今の御指摘のあったように、既に私どもは提案制度もそうですが、給与制度においてもモチベーションを高めるための仕組みはございまして、それが活用されていないとか、そういったこともございますので、今の御指摘のあったようなことを少し具体的な表現も入れながら、この部分、文案については事務局で考えさせていただきたいと思います。

会長　ありがとうございます。

財政数値目標を設定するというのがありますけども、説明は一応受けたのですが、どの指標をどの程度にするかという議論はもちろんしていないわけでありまして。基本的には他の地方公共団体が使っているような指標について、例えば15%なら15%、20%なら20%に、それがもう既に法律で決まっていますよね。私はその数字を変える必要はないと思うのですが、その一方で、わかりやすくどういう状況にある

のかということは説明した方がいいのではないかという話があったのですが、どういふふうに関後されるのか、質問がないので私の方からさせていただきます。数値目標はどのよう扱っているのか、参考までに教えてください。

事務局 行財政プランを策定していく中で今、会長がおっしゃられましたように、数値目標としましては、第一に市民の方にわかりやすいということだと思ひます。そのわかりやすさというのが、一つは今、全国的にどのよう位置にあるのか、それから他市との比較ができるのか、また身近に感じられるものかというよう視点で選ぶのが、よりわかりやすいのではないかと考えています。

具体的には、懇話会の中で専門的なお話しをさせていただきましたけれども、財政健全化法の指標数値、これはそれぞれに制限がかけられております。それから、以前からよく用いられます経常収支比率は全国一律のベースのものとなっております。よく国の方でも出ております起債残高や、1人当たりの負担額、いわゆる借金額というようによく報道されておりますけど、そういったものがより身近なものとして考えられるものではないかと考えております。

具体的な目標数値につきましては、今お示しするところまで至っておりませんが、項目についてはそういったところを観点に考えていきたいと思っております。

会長 大体指標というのはいもう決められているから、あまり伊丹市独自というのはい普通考えられないですよね。ですから、恐らく全国的に通用するものをどのようふうに出して行って、伊丹がどのよう状況なのかというのをわかりやすく出していくということだと思ひのですが。

ノルマとするならば設定する意義が薄いがという意見が書いてあるからということだと思ひのですが、結局そういう指標を出した場合に、やはりそれを目指してできるだけ行政改革をやっていくということですか。目標とは、まずどのよう違うのかというのを教えてほしいのですが。

D委員 いいですか。

会長 はい。

D委員 これは私が言った意見だと思うのですが、目標を出した方がいいですか、よくないですかって聞かれたのですね。そのときに、目標がノルマでこれを達成しなければならない罰則みたいな、そういうノルマになるのだったらない方がいいのかもわからないけれども、夢に向かって、希望を持って向かっていこうという目標という扱いだったらあった方がいいのではないですかと、私が言ったことを採用してくださったのではないかと思います。

会長 ですから、ここの数値目標というのはいろいろあると思います。例えばよくあるのは、がん検診受診率を上げていきますなど、そういう施策別の達成目標としてのノルマと、ここで言っているのはどちらかというところと財政規律を確保しようというノルマなので、物が違うと思います。例えば伊丹市の教育の水準をより上げていきましょうという、そういう積極的な目標設定とは意味合いが若干違ってきます。しかも全国一律で大体こういうことをやっていきましょうと決まっているものだから、数値目標に関しては設定しないというわけにはいかないわけです。毎年、順番とか数字が必ず全国でも出てくるわけです。その部分を見ると、ノルマなのかノルマではないのかということなかなか難しいと思います。

事務局 今、D委員おっしゃられましたように、民間、例えば銀行ですとやはり自己資本比率が一定の比率以上に下がる、いわゆるB I S規制にひっかかって、国際的な決済ができないというようなことで、こうならないために、危険水準ということを出しています。そういう点であれば、先ほど、課長が説明しましたように、市の場合には健全化法というのがあります。一定の水準を超えた場合には、早い話、ほとんど自治権の停止と、もう国の言うとおりにしなさいという指導が入ります。そういう点においては、本市はそこまでは悪くはないわけでございます。ただ一方、今、会長もおっしゃられましたとおり、それを一応公表することが義務づけられておりますので、そこについてはわかりやすく、今は大丈夫ですと、この水準ならば大丈夫です

というような形は出していこうと思っています。今後平成27年までの間におきまして、こういう水準を保ちますので、ほぼ大丈夫と考えております。

それからもう一つ、市独自でさらにわかりやすい指標ということにつきましては、今考えておりますのが、貯金の残高と、それから借金の残高についてはわかりやすく説明していこうと思っています。

貯金の残高につきましては、第1回のおきにも御説明しましたけど、本市の場合、借金の残高が少し少ない状況にあります。したがって、この5年間ぐらいで一定のこの額ぐらいまでは、いわゆる貯金は少し増やしていきたいという話です。それからもう一つは借金の残高です。こちらにつきましても、今後5年間で毎年幾らまでの借金という上限を決めて、その中で全体としては平成27年までにこの額まで落としていきたいと思っております。こういったような形の数値目標を出しながら説明をしていくという意味では、指標を出していこうと思っています。

会長 はい、わかりました。ノルマという言葉の使い方なのですが、基本的にはノルマなのですね。

さっき言った、政策の別の目標は別のノルマですということがあると思うのですが、財政指標をクリアするかしらないかというのはどうですか。

事務局 そういう意味において、今申しましたとおり、これをやらないと市が立ち行かなくなるという意味でのノルマとしての指標ではないとお考えいただいて結構でございます。

どちらかといいますと今後、将来にわたって負担を先送り転化することのない水準で果たしていこうというのであれば、一定の起債の上限額と最終的に残高をある程度の額まで減らしていくということについては、いわゆる中での内部規律としては、ノルマといえればノルマかもしれませんが、一定の財政規律としては、そこまでを目標値としてやっていこうという形では出していこうと思っております。

会長 この財政数値目標についてのところで、文言としてひっかかったもので

すから、ここは別にとってもいいのではないかという気がしないでもないです。申し訳ないですが、つながりが悪いです。重要なのは、そういう動きをきちんと設定して、それを市民にわかりやすく、こういう財政状況でありますということを示して、常にそういう市民監視のもとで財政状況がどうあるのかということをチェックしてもらうことです。本当はそれを守ったらいいのだけれども、仮にちょっと出たからといって、自治体として多少自治権が停止されるぐらいで、夕張市みたいになるのかどうかはわからないという話です。実は重要な話ではあるのだけれども、要はそういう意味でいうと、ノルマではあるのだけれども、それで自治権が停止されるぐらいと言っていいのかがわかりませんが、自治体としてもう解散するとか、そういう話ではありません。だから、財政数値目標というところでこの言葉を使うのは違和感があって、別のところの、行政施策でやはり各分野にノルマをつくる場合がありますから、その場合はこういう言葉はいいと思うのだけれども、ここは括弧書きにしといてもらった方がいいのではないかと思います。むしろ住民に対して、積極的にその意味を広報していくってということと、それからそういう状況ですよね、そういう目標値に対してどういう状況にあるかということをやはり積極的に管理していくということです。されていると思いますけれども、そちらの方がむしろ大事ではないですか。

D委員 耳を傾けていただいてうれしかったので、カットしていただいて結構です。

事務局 ではカットします。

会長 部長がよくわかっておられると思うので、そういう、それに沿った文言にしていた方がいいのではないかと思います。

事務局 わかりました。

会長 どうでしょうか。

細かい「てにをは」の部分とかでも結構ですけれども、なかなか長文ですので全部多分チェックするのは相当難しい仕事になります。

今、少子高齢化社会と言っていましたでしょうか、高齢化の化をつけていますでしょうか。

事務局 はい。

会長 つけているのですね。

事務局 はい。

会長 少子高齢化となると。いや、多分両方あると思います。

事務局 少子高齢化で。

会長 少子高齢化でいいですか。

事務局 はい、少子高齢化で統一しております。

会長 それは伊丹市として統一していることですか。世間的にはどうなのですか。

事務局 伊丹市として、今の言葉を統一しているということではないです。一般的に、私もよくマスコミの言い方とか、そういうことを聞きますと、もう既に高齢化という高齢社会に突入している。むしろ超高齢社会にこれから入っていくのであろうということと、そういうことからいいますと、ある使い方では高齢少子社会というような使い方や、超高齢化を伴う少子社会など、いろんな使い方がありまして、この懇話会でその使い方についてお決めになっていただいたらと思いますが、伊丹市では特に少子高齢化で統一しているとか、そういうことではございません。その時々で、現状にマッチしたような使い方をしておるといのが実態でございます。

会長 わかりました。調べください。どちらが専ら使っているのか。すみません、意見がないものですから細かいところに入っていっていますけれども。

あと、確認ですけれども、各項目の並び方はこれでよろしいですか。財源の確保のところ、徴収率を向上させる、それから減免などの取り扱いを見直す、新たな財源を確保する、市政推進において中長期的に税の増収につながるかどうかの視点を重視すると、例えば1番のところはこういうことになっております。あるいは2番の使用料・手数料との適正化については、国民健康保険事業の特別会計の健全化に取り組む、

それから下水道事業会計の健全化に向けて料金体制を見直すとなっております。

それから歳出の方では、共同利用施設配置・運営方法を見直す、それから文化施設、生涯学習施設などの公共施設の配置・運営方法を見直す、それから指定管理者制度の話ということであります。

あと3番の人事・給与制度は、職員の資質を向上させる、それから職員は行政にしかできない業務に集中する、それから3番目はタイトルを変えてくださいということでも申し上げたのですが、もし私の言ったことでよければ人件費の適正化に努めるというようなことになるかと思えますし、公営企業の経営健全化は下水道の話が来て、バスの話があります。

第三セクターに関していいますと、土地開発公社、財団法人の整理・統合、それから経営検討委員会の設置ということですね。

6番のところに丸がついているのだけれども、これは1つしかないのだけれども、これだともう一本にした方がいいとかって思います。一応これに丸つけている意味はあるのですか。

はい、どうぞ。

事務局 6番は、もし御了解を委員の方でいただければ、丸をあえてしなくてもいいとも思われますので、6番の中で簡潔に、先ほど私が申し上げたようなことでよろしければ、そういった考え方を6番として書かせていただこうかと考えております。

会長 上と一緒にことではないですか、わかりやすくしようなどと言っているのは。だから、あえて何か丸を起こす必要があるのかないのかと、よくわからなくなってきたのですが。

事務局 よろしければそういう形でまとめさせていただこうかと思っております。

会長 ここはもう、どこかに溶け込ませた方がいいのではないですか。

事務局 はい。

会長 いかがでしょうか。

はい、F 委員。

F 委員 この意見書にたくさんの資料がついているのですが、それで自分だったら余り資料まで目を通すことはないと思うので、せっかくたくさんの資料をつけてもらうのに、ところどころにですが見てもらいたいところというか、この意見は資料のどの部分と読んでいったときに気になったポイントはどこを見たらいいのかと、思ってしまうので、どこの部分と書くのはどうかと思います。

会長 資料がたくさんつきますので、本文との関連性ということなのですが、これも工夫の問題だと思うのですが、資料が結構分量が多いということもありますので、その辺どうするかということですよ。

事務局の方で、もし工夫できるのであれば、文章の中に入れ込むというのは厳しいということであれば、資料の並べ方をうまく工夫していただきたいと思います。

事務局 考えさせてもらおうと思います。

行財政プランの本体には、おっしゃるようなところどころにグラフや表を入れながら、最後まで飽きない何か、この辺を見ていただけるような工夫はしようと今進めております。

意見書自身も同じようなやり方をしようかと実は思ったのです。例えば国民健康保険税であればこんな感じですよというのを入れていこうと思ったのですが、引用と図ってやっていきますと少し長くなるというのが逆にありまして、また引用の部分や括弧図、第何回懇話会、資料3の何ページの部分とかやっていくと長くなると思って、あえて入れなかったというのがありました。少し考えてみたいと思います。

会長 今のF委員の御意見は、ここの中に入れ込むというよりは後ろに結構資料がつくので、文章との関連でどの辺にどの資料を読めばということをはっきりとしたいということだから、必ずしも文章の中に、ここに絵や円グラフを入れてくれとかということではないのです。

事務局 わかりました。

会長　　だから、どこに何があるかというような、資料を並べ変えるとかを考えて
いただきたいと思います。なかなかこの中に、後ろに資料があるというのは本文の
ところには書きづらいかもしれないので、むしろ資料を見たときに、逆にこの文章
と関係があるとかいうふうなやり方も一つあると思います。体裁との関係もあります。
ただ、それはやはり、せっかく資料をつけてどこにあるのかというのはもちろんわか
った方がいいと思いますので、そこは工夫できる余地があるのかどうか、また検討を
していただきたいと思います。

まだ「てにをは」の部分とか、恐らくまだ読み切れていないところもあると思いま
す。文章、「が」がいいとか、「は」がいいとか、そういうのに関してはもう一々す
る時間も多分ないと思いますので、ぜひそこは事務局の方で責任を持ってやっていた
だきたいと思います。

もし、今の懇話の席で御意見がなくて、後で、ここがどうだという意見があった場
合、いつまで修正が可能でしょうか。事務局としてはどうでしょうか。印刷の都合だ
とかいろいろあると思いますけども、印刷はそんなに時間がかからないと思うのです
が、最終的にはいつぐらいに固められるのですか。それともこの場で言わないともう
終わりということなのか、それとも今日とか明日ぐらいまでだったら、まだ修正がき
くのでしょうか。

事務局　　本日中でお願いできませんでしょうか。

会長　　すみません、内容的にここで一応意見はもう出していただいたということ
で、また表現について、大きな構成も今日一応御議論いただいたということなので、それ
を踏まえて事務局の方では修正を再度していただくということになると思います。と
事務局、若干作業が残っておりますがよろしくお願いします。

できましたら今日中に「てにをは」も含めまして意見を出していただければと思
います。

今回はそろそろ締めに入りたいと思いますけども、先生方、7回にわたりまして貴

重な意見、まことにありがとうございました。

最終的に、今日いただきました御意見を意見書に反映させていくという作業が残っておりますけれども、最終的な形に関しましては、大変恐縮ではございますけれども、私と、副会長の方に御一任をさせていただければ大変ありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、責任を持ちまして、その辺、修正をさせていただいた上で、私の方から7日に市長の方にこの意見書をお渡ししようと考えております。

今回、最終回ということでございますので、最後に各委員の先生方から一言お言葉を頂戴したいと思っております。何でも結構でございます、懇話会の感想でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

それではB委員の方から、最後に一言、意見でも感想でも結構でございますのでよろしく願いいたします。

B委員　そうですね、この行財政というものは非常にとっつきにくい内容ということで、委員になるのも大分躊躇しました。内容的に吟味していけばさらに難しさがあって、これがまた、逆に言えば市の財政の非常にキーポイントだと、これを制する者は伊丹市の成長を制するとかいうような、ある意味では非常に重要であるけれども、それだけに難しいと思います。それらをこういう形で勉強すると同時に、将来の伊丹市が、こういう形でよくなるというような、一市民として心強く思ったというのが最終的な感想でございます。ありがとうございました。

会長　ありがとうございます。

すみません、C委員、よろしく願いいたします。

C委員　最初にも申し上げたかも知れませんが、私も行財政ということにつきましては当然非常に素人でして、ほとんどわかっておられないわけですが、できるだけこの集まりの中で、民間の企業で、当社ならと視点で言わせてもらったつもりです。どれぐらいそのことがお役に立てたかわかりませんが、少しでも、

伊丹の会社でありますのでお役に立てればうれしく思っております。

まとめも大変だと思いますけれども頑張ってください。

会長 ありがとうございます。

じゃあD委員、お願いします。

D委員 1回目にいただいた資料がとてもわかりやすく、矢印をつけたり吹き出しがあったり、あれを見たときに、すごいと思いました。今回、目標を設定して、市民の方にわかりやすくという、さっきお話もありましたけれども、本当にさっきおっしゃったように、わかりにくい、とっつきにくいということですが、でも市民は知らなければいけないと、それを知ってもらうように工夫や努力などをこれからもされていくという希望が見えて、とてもうれしく思いました。伊丹っていいとやはり思いました。

参加させていただけて、うれしかったです。勉強にもなりました。御一緒させていただいた委員の方々ありがとうございました。事務局の方々ありがとうございました。これから大変ですけど頑張ってください。またよろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。

A委員、お願いします。

A委員 C委員もそうですけれども、私は前回の行財政懇話会にも、参加をさせていただきまして2回目になります。

前回の懇話会というのは、形式的というか、何か茶飲み話みたいな懇話会でしたけれども、それに比べると今回の懇話会というのは、より実質的というか、ある程度、中身のある議論もできたと思っています。ただ、こういった話をこういう場でしかできないのか、つまり財政的な観点での議論というのは、本当は議会できっちりとやっていただくべきであって、そういう意味では、議会が財政的な観点から議論するという機能を十分果たしていないから、こういったところで議論をしなければいけないと思う点は残念であります。言い方を変えると、議会外で議論できる財政状況にまだあ

るともいえますが、ここで議論したことは伊丹市の行財政運営の中に、実質的に効果的に落としていただきたいと思います。ここで言っていることが市長の段階、それから行財政プランの段階、議会の段階になって内容が薄くならないようにしていただきたいと思いますというのが希望です。

以上です。どうもありがとうございました。

会長 E 委員、よろしく願いいたします。

E 委員 お世話になりました。ありがとうございました。

最初、行財政改革という言葉だけ聞いてお話を伺ったときに、こういう言葉を聞くと効率化という視点だけがどうしても自分の頭の中に入って、困ったというようなことはあったのですが、いろいろ議論させていただいたり中身の話を聞いたりしているうちに、行財政改革という言葉の中にもいろんな側面があるというようなことで大変勉強になりました。ありがとうございました。

また、伊丹市民でありながら余り伊丹市のことを知らない部分もたくさんあって、いろいろな施設の問題とかもあったのだと思っています。

また、立場的なことでいえば、効率化だとか、いろんな改革をしていく上で、どうしてもそこに携わる人がたくさんいて、当然その人には家族もいて、家族の人たちも御飯を食べなければいけないとか、いろんなことが頭の中をよぎって、どこまでのことがこの場で論議できるのだろうかと思いました。先ほどお話がありましたけれども、存廃論議まではなかなかできないというような話もありましたし、そういったことも含めて、いろいろ考えながら、少し悩みながら出席をさせていただきました。

ただ、前回から今回ということでもとめの形を見させていただいて、ある意味、心配していたような形にはなっていないと思ひまして、私としても安心といえますか、ほっとしたような部分もあります。先ほど言いましたように、やはり行財政改革という名前が効率化ということに直結してしまいがちなところがありますので、そういう意味ではいい議論ができたと思っておるところです。ありがとうございました。

会長 F 委員、よろしくお願いします。

F 委員 7 回の懇話会、お疲れさまでした。ありがとうございます。

普段考えることのないようなことを毎日考えてとても勉強になりました。それから、親身に答えてくださって、伊丹市は本当に温かいと思いました。いろんな人が伊丹のことを考えて暮らしていけるようなまちになってもらいたいと思います。ありがとうございました。

会長 委員の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局を代表しまして、副市長様の方から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 本日が第 7 回目で、最終回ということで、約 5 カ月強ぐらいの非常に短時間で、先ほど委員の方もおっしゃっておられますように、いわゆる困難な行財政改革について御意見を伺うということで、その意見書の内容について、さまざまな事柄、事業の棚卸しといたしますか、個々の具体の事業のありよう、あるいは総体的な考え方についても御意見を多々いただいております。本日、最終回ということでございますが、その中でも行政のあり方、あるいは税の使い方といったようなことについても言及され、御意見をいただいたということでございます。

御案内のとおり、この行財政プランは、来年度からスタートいたします第 5 次総合計画の基盤をなす、いわゆる財政計画ということになります。平成 23 年度から向こう 10 年間の都市像、「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」ということで、そういう意味からも、この行財政プランについても皆さん方とともにつくってきたと自負をしておりますし、非常にありがたいことだと思っております。

総合計画そのものも 3 つの基本方針のうちの一つが自立的な行財政運営ということでございます。昨年から特に地方分権が大きく進展をしております、地域主権という言葉に代表されますように、先ごろ現政府はマニフェストの地域主権という言葉削除するとか、そういうことも聞こえておりますが、そうはいつでも、これからの時

代は地域が力をつけて、地域から発信していくということに間違いありません。その意味におきまして、私どもも、皆さん方も、市民の皆さん方も義務と責任が当然出てきます。地域から考え、行動し、それに責任を果たしていく、これが本来の地域主権ではないかと思えます。そんな中で、第5次総合計画もスタートいたしますが、私どもとしましても、自分を律する自律、あるいは自分で立っていく自立、その双方をいっしょに行財政運営に心がけていきたいと思っております。

非常に短時間で、多岐にわたる内容の精査をしていただきまして、第5次総合計画を下支えする事業実施計画とあわせて、両輪として下支えをする行財政プランとして、この内容をしっかり受けとめ、吟味をした上で、行財政プランの中に盛り込んでいきたいと思っております。

12月7日に会長の方から市長へ意見としていただくということでございます。その後、繰り返しになりますが、伊丹市の行財政プラン、行政計画案として構築をまいります。また、事務局の担当の方から御説明いたしますが、この行財政プランにつきましては、議会の方にも御説明、御報告をさせていただき、当然のことながらこの意見書についても、こういう意見書を受け、行財政プランを策定しましたということについてもあわせて議会の方へ説明し、同時に市民の皆様にもパブリックコメントして御意見をお伺いするということとなります。さらに先ほど理事の方から申し上げましたように、財政目標ではございませんが、今後5カ年の中期的な財政収支見込み、こういったことも含めまして明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

皆様方から今、最後のようなお言葉をいただきました、ありがたいお言葉を多々いただいております。ただ、私どもがこの懇話会でいただきました御意見、御提言、これらをまとめて行財政プランの中に生かしていきますが、その検証につきまして皆様方とともに積極的に対応してまいりたいということでございます。この懇話会の委員の皆様方におかれましては、今後とも、先ほど冒頭申し上げました義務と責任ではないですが、そういうことを心にとめていただきまして、この意見書がどう行財政プラ

ンに反映されておるのか、なおかつその行財政プランが今後どう進捗をしているのかということをつぶさに検証、点検、評価をいただきたいと思います。そういうことも改めましてお願いをしまして、短期間、非常に困難な多岐にわたる内容につきまして御意見いただきました。非常に感謝をしておりますし、これからも伊丹市の行く末を見詰めていただきたいと思います。

本当にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

会長 事務局の方お願いいたします。

D委員 会長さんの御感想とかはよろしいですか。

会長 そうですか。私も一応委員の一人ですね。失礼いたしました。ご挨拶させていただきます。

7回にわたりまして皆さん本当に御熱心な御討議、まことにありがとうございます。

私自身も、幾つかの市町村で、このようなことをさせていただいておりますが、やはり各論というのですかね、単発でこの事業どうですかというのは結構あるのですが、今回の伊丹市のように、大きく行財政全般にわたって御審議いただくというのは、実は初めてでございました。正直に申しますと責任が非常に重たいということもありまして、お役に立てたかどうか甚だ疑問なところあるわけではありますが、皆さんの積極的な会議への関与、あるいは積極的な意見、こういうものがあってうまくまとめられたのではないかという気がしております。

しかし、当然まとめるといことも大事ではありますが、やはりそれを今後、行政の方でうまく反映していくと、そして良い行政を行っていただくということが非常に重要になってくると思います。委員の皆さん方も引き続き、ぜひ私どもがつくった報告書の意見が、どういうふうに生かされているのかということを見ていただきながら、伊丹市の行政がよい方向に行くように、見ていただければいいと思っております。

私もそういう意味で、最後になりますますが非常にいい経験をさせていただいたと思っておりますので、委員の皆様方には深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

では、事務局の方、何かございましたら、お願いします。

事務局　事務局の方から、事務局を代表いたしまして最後にごあいさつをさせていただきますたいと思います。

事務局　では、簡単に申し上げます。

本当にありがとうございました。特に財政というのは市役所内部でも非常にわかりづらいというような批判を浴びておりまして、また原課の要求に対して財政というのは基本的にやらないことがベースになっております。ただ、そうはいえども、財政も基本的な市政運営の中の一つのツールですので、最終的に市民の方の福祉の向上という観点から、いかにして最少の経費で最大の効果が上げられるということを常に考えております。

そういった中で、先ほど副市長から申し上げておりますけれども、全国のこうした行財政改革懇話会、懇談会とかいろいろあるのですが、特に伊丹で今やっています懇話会に市民の方が入っていただいているといえますのは、全国に例がそうないはずなんです。いわゆる学識経験者とか、経済とか政治とか法律とか会計とかの専門的な方が入っていただくことはよくあるのですが、そういった点において、我々も特に市民の方に申し上げていることとか、理解していただけるかどうかというのが我々の合格ラインであると常に思っております。今後とも伊丹市の財政をまずは知っていただいて、興味を持っていただくということを中心に、これからも市政運営の方に当たっていきたいと思っております。

それからあと、任期を2年でお願いしておりますけれども、この中でも出てまいりました第三セクター、土地開発公社、あと財団法人の見直しなどについてなかなか踏み込んでいけなかったところがございます。来年度以降、これに対しては経営検討委

員会をつくらなければならないということがございまして、こういった話の中につきましても、今後の中で、来年以降どういふことをやっていくのかという論点整理をした上で、お声をかけさせていただくことがあるかもしれません。そのときはぜひとも御協力賜ればありがたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

会長 皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成22年度の行財政改革推進懇話会の全日程を終了させていただきたいと思っております。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。